

災害時等における動物愛護指導センターの役割について

第22回船橋市動物愛護管理対策会議

令和6年3月27日

本日の資料について

1. 平常時と災害時におけるそれぞれの役割
2. 市区町村が行う対策の例
 - (1) 飼い主への普及啓発の取組み
 - (2) 市立学校及び公民館における同行避難場所の確保
3. 災害時等における動物愛護指導センターの役割
 - (1) 令和5年度全国動物管理関係事業所協議会の全国会議議題について
 - (2) 船橋市の地域防災計画等について
 - (3) 船橋市避難所運営マニュアル
 - (4) 災害時等における動物愛護指導センターの役割
 - (5) 動物愛護指導センターの業務の整理(平時と災害時)
 - (6) 平常時及び災害発生時に行う業務フロー
 - (7) 現状と課題

1. 平常時と災害時におけるそれぞれの役割

(1) 飼い主の役割

ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する「十分な備え」をするとともに、常に飼養者の責任を果たす「心構え」をもつこと。

(2) 自治体の役割

災害の発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発する。

2. 平常時と災害時におけるそれぞれの役割 市区町村が行う対策の例

平常時

- ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れと飼養に係る担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討と調整、住民への周知

災害時

- ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
- 指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援
- 都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力
- 被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

第20回動物愛護管理対策会議の委員からの意見

【普及啓発について】

- 単一の町会では難しいので、自治会連合協議会を通して、地区連合会等へ普及するほうがいい。
- 限られた場所でも動物が過ごせるように、まずは啓発しなければならない。
- 避難所では、人とペットが常に一緒にいられないことを分かっていたら教育や準備が必要。

【避難所について】

- 何か所も防災訓練に行ったが、どの小学校でもペットの避難スペースが足りない。
- 実際に本当に受け入れてくれる場所を作ってほしい。場所があれば、多少遠くても犬猫を連れて行くと思う。
- 場所によって犬と猫の棲み分けが避難所にも必要と思う。
- 町会自治会長は毎年変わる。避難所のペットを収容できるスペースの確認や、避難所でのペットにどう対応するか、しっかり連携が取れるような方法を講じていく必要がある。

(1) 飼い主への普及啓発の取組み

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「**自助**」が基本

- 自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理等で十分な飼養責任を果たしていることが前提



- 自治体等は、平常時から飼い主に対し、災害に対する備えとしてのペットの適正な飼養の必要性や災害発生時の対応について啓発しておくことが必要
- 飼い主に普及啓発すべき事項
 - (1) 平常時の備え
 - (2) 災害発生時の行動

「人とペットの防災対策」啓発用リーフレットの改訂

人とペットの防災対策

災害がおこったら、まずは飼い主の身の安全を確保したうえで、次にペットの安全を確保します。避難が必要な時は、ペットと一緒に避難しましょう。これを**同行避難**※といいます。
(※避難所でペットと同室で避難することを意味するものではありません。)

災害は突然起こります。いざというとき、ペットを守るのは飼い主だけです。一緒に安全に避難でき、避難所で安心して過ごすためには、日頃からの備えが大切です。

家での災害対策をしよう

災害時にはパニックになったペットが窓ガラスや食器が割れた状態の床を走り回ったり、倒れた家具の下敷きになりケガを負ったという例があります。**自宅が安全で生活継続できれば「自宅が最善の避難所」になり、家具の固定や、壊れる可能性のある家具の対策**などを行うことで、屋内にいるペットが安全に過ごすことができます。

また、住んでいる地域の避難所への行き方、避難所のルールを確認しておくことで、スムーズに避難することができます。

キャリーバッグやケージに慣れさせよう

キャリーバッグがペットにとって**安心できる自分の部屋**のような場所になっていれば、地震など怖いことが起きた時にキャリーに入り込んでくれます。扉を閉めればそのまま避難所までペットと向かうことができ、ケージの中で過ごす時間が長くなる避難生活でもペットのストレス軽減につながります。

また、普段のお出かけやお留守番等もキャリーの中でペットが安心しておとなしくできるようになります。

しつけをしよう

◆ トイレをペットシートなどの決められた場所でする
 避難所では衛生面の問題などからトイレの場所を指定している場合があります。「**ペットシートやペット用トイレを設置すればトイレができる**」というしつけをしておけば、災害時だけでなく、普段も室内でトイレを済ませることができます。また、ペットとの遠出する時も、トイレの心配がなくなります。

◆ 「待て」や「お座り」、不必要に吠えないなどのしつけ
 慣れない避難所で興奮してしまわないように、日頃からのしつけが大切です。

健康管理をしよう

避難所では多くの動物が集まる上に、慣れない環境によるストレスから、ペットが体調を崩しやすくなります。感染症の蔓延を防ぎ、ペットの健康を守るために、**定期的ワクチン接種を行い、フィラリアやノミなどの寄生虫の駆除も**しっかりと行いましょう。

迷子にそなえよう

ペットは自分で住所や名前を伝えることはできないので、逃げ出してしまった場合、飼い主のもとに戻すのは容易なことではありません。

普段から、身元を示す**犬鑑札・狂犬病予防注射済票**や**迷子札の装着**や、**マイクロチップ**を入れることで迷子に備えましょう。

※ 犬鑑札^{※1}・注射済票の装着は狂犬病予防法で定められた飼い主の義務です。
(※1 マイクロチップが埋れ込みはされる場合は、注射済票の装着のみが義務です。)

マイクロチップはペットの個体識別(身元証明)をする最も確実な手段です!

直径約2mm、長さ約12mmの円筒形の小さな電子標識器具で、チップの中には**世界で唯一の15桁の番号**が記録されています。

首の後ろの皮下に挿入するので、首輪や名札のように外れる心配が少なく、半永久的にペットの身元証明ができます。迷子になってしまった際や、災害で飼い主と離れてしまった際に、登録されている番号から飼い主の情報がわかり、飼い主へもどすことができます。引越しや飼い主が変わった時は、マイクロチップの情報変更も忘れずに行いましょう。

防災用品を準備しよう ～ペット用品は飼い主が余裕をもって用意してください～

災害時はいつも食べているフードやペットシートなどが手に入りにくくなります。普段よく使用する物は、普段使う量に加えて多く用意しておくことで(ローリングストック)入手が困難になってからも余裕をもって過ごすことができます。

チェックリスト

- いつも食べているフード、水(最低5日分)、食器
- 薬や療法食(最低5日分)
- トイレ用品(パット、猫砂、新聞紙、ビニール袋など)
- ケージ、キャリーバッグ、リード、洗濯ネット(猫)
- 動物の飼育記録(ワクチン接種状況、病歴や服用している薬などがわかるもの)
- ペットの写真が載った連絡先
- 毛布やタオル、ブラシ
- 嗜好品やお気に入りのおもちゃなど
- ガムテープ、マジック(ケージの補修や記名等に便利)

防災用品の一例

ペットシートは排水できない状況で水気のあるものを捨てる際など、ペットの世話以外にも使える便利な防災グッズです。

避難所での過ごし方

避難所は動物を好きな人だけでなく、動物が苦手な人や、動物アレルギーの人など様々な人が一緒に過ごす場所です。避難所での生活では、周りの人に配慮し、避難所の定めたルールを守りましょう。

また、避難所ではペットの世話や飼育場所の管理は飼い主の責任のもと行うことになるので、飼い主同士で協力しましょう。※**ペット用品については飼い主が持参してください。**

詳しくは左の二次元コードから、市ホームページ「人とペットの防災対策」をご覧ください。

【問い合わせ先】
 船橋市動物愛護指導センター(船橋市潮見町32-2)
 047-435-3916

パネル展による普及啓発

- 保健所、市役所、公民館、図書館で実施



(2) 市立学校及び公民館における同行避難場所の確保

- 市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校長に対し、災害時におけるペット同行避難時のペットの保管場所の確保について依頼(公民館については危機管理課が依頼)
- 全ての市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校、公民館のストレージボックスにペットの飼養場所を示した平面図を格納

※ストレージボックス:避難所を開設・運営するために必要な資料等が保管されている箱。すべての宿泊可能な避難所の備蓄倉庫に配備

ペットの保管場所として望ましい場所(全ての学校、公民館がこの要件を満たすものではない)

- 人の動線とペットの動線が近接しない。
- 動物の鳴き声、臭い、毛の飛散等による一般の避難者への影響が少ない。
- 直射日光を避けることができる。(屋外の場合は日よけがあるか、支柱などを利用してブルーシートなどで日陰を作ることができる。)
- 清掃、消毒、換気がしやすい。
- 物資等の搬入など、避難所運営の支障とならない。
- 広さが約30㎡程度以上ある。

災害発生時におけるペット同行避難に関する再調査

【目的】

令和元年度に災害発生時におけるペット同行避難に関し、避難所でのペットの保管場所について調査を行った。今回、飼い主がより安全に避難行動がとれるよう、避難所におけるペットの保管場所を市ホームページで公開することとし、市内小中学校に対し再調査を行った。

再調査にあたっては、避難所におけるペットの保管場所については、台風等の風水害による避難の際に、従来の地震を想定した屋外の保管場所では対応できないため、屋内での保管についても予め想定しておく必要があることを伝え、調査した。

【調査概要】

1、調査期間：令和6年1月11日～令和6年1月31日

2、調査対象：船橋市立の教育施設

- ・小学校 54校
 - ・中学校 27校
 - ・特別支援学校 2校
 - ・高等学校 1校
- 計 84校

※市内公民館については、危機管理課が別途実施

再調査結果について(市内小中学校等)

【調査結果】

- 全ての施設(84校)において同行避難の受入れ場所が確保されていることが確認できた。
- 前回の回答から変更があった施設は、30施設であった。
- 屋内にペットの保管場所を設けた施設は、59施設であった。
- 屋根付きの屋外にペットの保管場所を設けた施設は、23施設であった。
- 屋根の無い屋外のみにはしかペットの保管場所を設けられない施設は、2施設であった。



同行避難の一助となるよう市ホームページに公開



ペットの避難対策の重要性

- ・大切なペットを守る
- ・人の安全対策
- ・地域の環境保全

ペット同行避難訓練(令和5年度金杉小学校)

1.犬を係留



2.受付



3.リードに
ナンバリング



4.デモンストレーション



5.ペットの防災対策に
関する展示



6.講話



3. 災害時等における動物愛護指導センターの役割について

(1) 令和5年度全国動物管理関係事業所協議会※の全国会議議題
「動物愛護管理センター等の災害対策機能について」

1 動物愛護管理センター等を災害時の拠点として整備していますか	
ア 整備している(質問2へ)	50自治体
イ 整備していない(質問3へ)	53自治体
2 整備内容について以下から選択してください(1でアと回答した50自治体が回答。複数回答あり)	
ア 一時的に増加する犬、猫を收容するためのケージを余分に保管している	48自治体
イ 動物用のフードを余分に保管している	36自治体
ウ 医薬品を余分に保管している	4自治体
エ 被災した飼い主も避難できるスペースを確保している	2自治体
オ 被災動物等を收容できるシェルターを別に設置している、又は設置するための場所と資材、人材を確保している	7自治体
カ その他	14自治体

※全国の計105道都県市(令和5年7月現在)の動物管理関係担当部局で組織される協議会。当議題は、船橋市が提案していること、1自治体が動物愛護管理センター等がないことから回答がないため、103の道都県市が回答している。

令和5年度全国動物管理関係事業所協議会※の全国会議議題 「動物愛護管理センター等の災害対策機能について」

3 動物愛護管理センター等自体が被災した場合を想定した災害対応マニュアルを定めていますか

ア 定めている	9自治体
イ 定めていない	93自治体

※1自治体がセンターを所有していないとのことで、無回答

4 市民向けの災害対策用パンフレット(犬、猫に特化、又は犬、猫について重点的に記載したもの)の作成をしていますか

ア 作成している	42自治体
イ 作成していない	61自治体

(2) 船橋市の地域防災計画等について

地震第1章第6節第6防疫・衛生、保健体制の整備

3. 放浪ペットの保護・収容体制の整備

被災によって放浪するペットの保護・収容対策について、関係機関と協議を行い、保護・収容施設の確保や協定締結など、事前に体制づくりを行う。

地震2章第1節第5災害対策本部

4. 組織・運営等

(1) 組織

① 災害対策本部

(統括責任者) 保健所長 (班) 第1災害医療対策班 (班員) 動物愛護指導センター

(時期) 救助・救命期

(分掌事務) 避難者同伴のペットなどに関すること

(2) 船橋市の地域防災計画等について

地震第2章第7節第10避難所の運営 4. 運営上の留意事項

(13) 避難所におけるペット対策

市は、獣医師会等関係団体との協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

項目	概要
避難所での飼養の原則	動物の飼い主は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼養することを原則とする。
ペットの把握	避難所運営委員会は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 1. 飼い主の氏名と住所 2. 動物の種類と数 3. 動物の特徴(性別・体格・毛色等)
飼養場所の指定	避難所運営委員会は、避難所における飼養場所の指定を行う。
物資等の提供	市は、必要に応じ、次に挙げる提供を行う。 1. 動物用物資の配布(フード、水、ペットシーツ等) 2. 動物に関する相談(一時預かり、飼養相談、治療可能な動物病院の情報提供等)
一時収容施設等への受入調整	市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から一時収容施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

(2) 船橋市の地域防災計画等について

地震第2章第14節第3 防疫・衛生、保護活動

1 防疫・衛生活動の実施

(9)作業チームは飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げた場合には、京葉地域獣医師会及びNPOやボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。また、特定動物等が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。

地震2章第18節第2 ボランティアの活動分野

第2 ボランティアの活動分野

2. 専門分野 ⑥ ペットの保護

第4 ボランティアの受入体制の整備

1. 日頃からの連携強化

防災訓練などに、積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティアの重要性を認識する機会を設け、災害時にボランティアの協力が円滑に得られるよう、日頃からの連携強化に努める。

(参考) 千葉県地域防災計画等について

千葉県地域防災計画第2編地震津波編第3章災害応急対策計画第3節地震・火災避難計画

5 避難所の開設 (7)市町村は、家庭動物との同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。

(13)市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

5 動物対策(健康福祉部)

保健所(健康福祉センター)及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。

また、特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

(3) 船橋市避難所運営マニュアル

構成

- 本編
- 避難所運営委員会及び各運営班の業務
- 様式集

大規模災害に備え、平時から避難所の運営について地域の皆様が避難所となる施設管理者と話し合い、避難所開設当初から円滑な運営を行うことができるようにするためのもの。

本編は、以下の4期に分けて、どのように避難所を運営していくのかが書かれている。

- 災害発生当日の初動期
- 2日目から1週間程度までの展開期
- 1週間から3週間までの安定期
- ライフライン回復時の撤収期

(3) 船橋市避難所運営マニュアル

避難所運営委員会及び各運営班の業務

▶保健・衛生班の業務

8 ペット(ペットの受け入れ)

(1) 登録情報の確認

- ・避難所ペット登録台帳(様式 32)
- ・ペットの飼い主の皆さんへ(様式 33)
- ・飼い主自身が責任をもって飼育するよう徹底

(2) ペットの受け入れ場所の確保、排泄場所の指定

- ・避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受け入れ、動線が交わらないよう注意する
- ・ペットはケージに入れる又は係留する
- ・犬、猫など動物の種類ごとに区分して飼育

(3) ペットの飼育

- ・避難所のペットの管理責任は、飼い主にあることを原則とする
- ・ペット受け入れ場所の清掃は、飼い主間で当番を決めて交替で行う

(4) ペットに関する相談

- ・船橋市動物愛護指導センター

(4) 災害時等における動物愛護指導センターの役割

平常時

- ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発・避難訓練
- 災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備
- 情報の収集及び共有方法の検討
- 指定避難所、応急仮設住宅におけるペットの受入れ対策に関して、関係部署等との調整
- 必要物資の備蓄・更新

(4) 災害時等における動物愛護指導センターの役割

災害発生時の初動対応

- 被災者対応
- 被害状況の把握
- 動物救護本部等の設置の検討
- 飼い主（ペットの飼養者）への支援
- 動物救護本部等の設置
- ペットに関する情報の一元化
- 負傷動物・放浪動物等の保護が必要な動物への対応
- 関係団体等との連絡調整及び支援要請

(4) 災害時等における動物愛護指導センターの役割

発災後1～2日以降

- ペットに関する相談窓口の設置と運営
- 飼い主への支援(飼養相談・物資の提供・健康管理等)
- 負傷動物の救護
- 放浪動物の保護・収容
- 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- 飼い主への返還
- 新しい飼い主への譲渡
- 必要に応じ、動物救護施設を設置・運営
- 専門ボランティアの受入れ
- 広域連携による一時預かり、譲渡

(5) 動物愛護指導センターの業務の整理 (平時と災害発生時)

平常時にのみ行う業務	平常時及び災害発生時に行う業務	災害発生時に発生する業務
<ul style="list-style-type: none"> ● 狂犬病予防集合注射の実施 ● 動物愛護普及イベント ● 犬、猫のしつけ方教室 ● 飼い主のいない猫の不妊手術事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 狂犬病予防法に基づく登録等の事務 ● 動物取扱業関係業務 ● 特定動物関係業務 ● ボランティアの受け入れ ● 野犬等の捕獲、抑留及び処分業務 ● 負傷動物の収容業務 ● 犬、猫の引取り業務 ● 犬、猫の逸走、保護情報の受付及び情報提供 ● 犬、猫の譲渡事業 ● こう傷事故に関する事務 ● 犬、猫に関する苦情処理業務 ● 動物の相談事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物救護本部等の設置 ● 放浪している所有者明示のある猫の収容 ● 広域譲渡 ● 避難所での相談業務 ● 巡回での相談業務 ● 飼い主への支援(物資提供等)

(参考)能登半島地震における対応状況

年月日		発災後経過日数
令和6年1月1日	地震発生	0日
1月2日	環境省が被災自治体に対し被災状況について下記の情報提供を依頼。 ①動物収容施設の被災状況 ②特定動物の逸走の有無 ③ペットの同行避難の状況など	1日
1月7日	石川県が被災者向けペットの相談窓口を設置	6日
1月8日	石川県が石川総合スポーツセンターに1.5次避難所の開設 石川県獣医師会が動物対策本部を立ち上げ。避難所を巡回し、ペットに関する相談等に対応	7日
1月10日～17日	ケージ、フード等の支援について、石川県・日本獣医師会・ペット災害支援協議会等が連携し七尾市(1/10)、金沢市(1/17)に物流拠点を確保 拠点から市町の物流拠点や避難所に石川県や環境省が運搬して支援の開始(1/18～) 環境省から「仮設住宅等へのペット同居」について石川県に依頼(1/11)。石川県は各市町に依頼(1/17)	9日
1月15日	石川県獣医師会が窓口となり県内の動物病院などで飼えなくなったペットの受け入れを開始(1か月間) 預かり期間を1か月間から「3月末まで」に延長	14日(2週間)
1月21日	いしかわ総合スポーツセンター敷地内に、トレーラーハウスを活用したペットの飼育スペースを設置(※ペットの管理、世話は飼い主で行う)	20日
1月22日～	環境省が金沢市、能登半島に職員等を各2名程度常駐させ、必要な助言・調整等を実施	21日(3週間)
1月23日～	環境省が石川県に自治体職員を派遣	22日
1月28日～	石川県獣医師会がペット専用移動診療車「ワンにゃん号」で被災地での動物診療活動	27日
1月29日	環境省が志賀町避難所にトレーラーハウスの設置(近日中に運用開始)	28日
2月6日	環境省が石川県実施の所有者とはぐれた犬猫等の保護収容の支援として、県保健所の収容力確保のための広域譲渡を開始	36日(5週間)

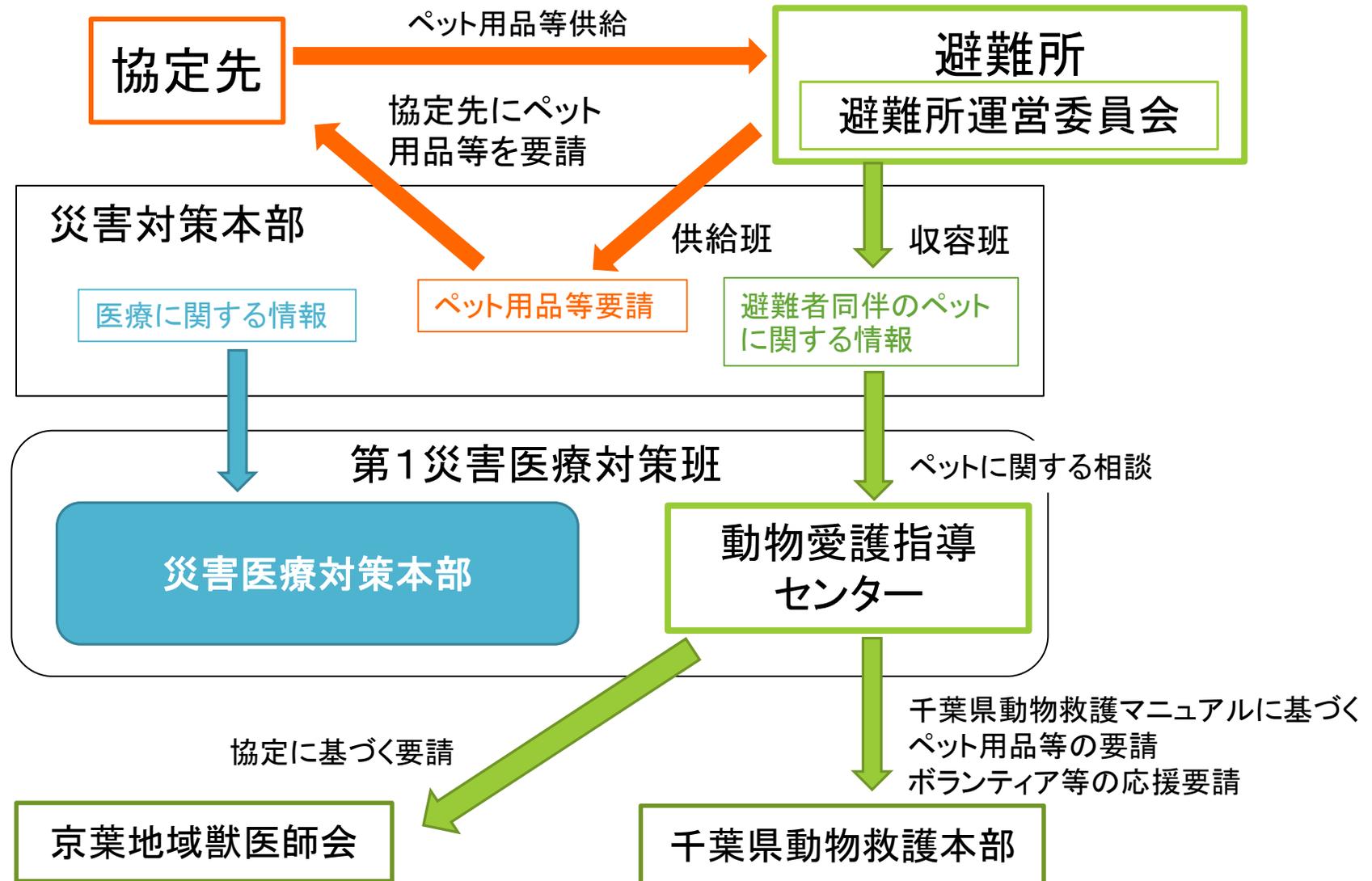
(参考)熊本地震における対応状況

年月日		発災後経過日数
平成28年4月14日	地震発生	0日
4月15日	不明・保護犬猫の情報受付、犬・猫の引取り	1日
4月16日	物資の配付	2日
4月20日	収容犬・猫の自治体への広域譲渡(北九州市)、避難所のペット飼養状況調査	6日
4月27日、28日	収容犬・猫の自治体への広域譲渡(中国、四国、近畿等)	14日(2週間)
5月9日	避難所での犬・猫(緊急)一時預かり事業開始(9月末日終了)	26日
5月27日	熊本地震ペット救護本部立ち上げ	45日
7月9日～	仮設住宅でのペットの健康相談、しつけ教室の開催	2カ月

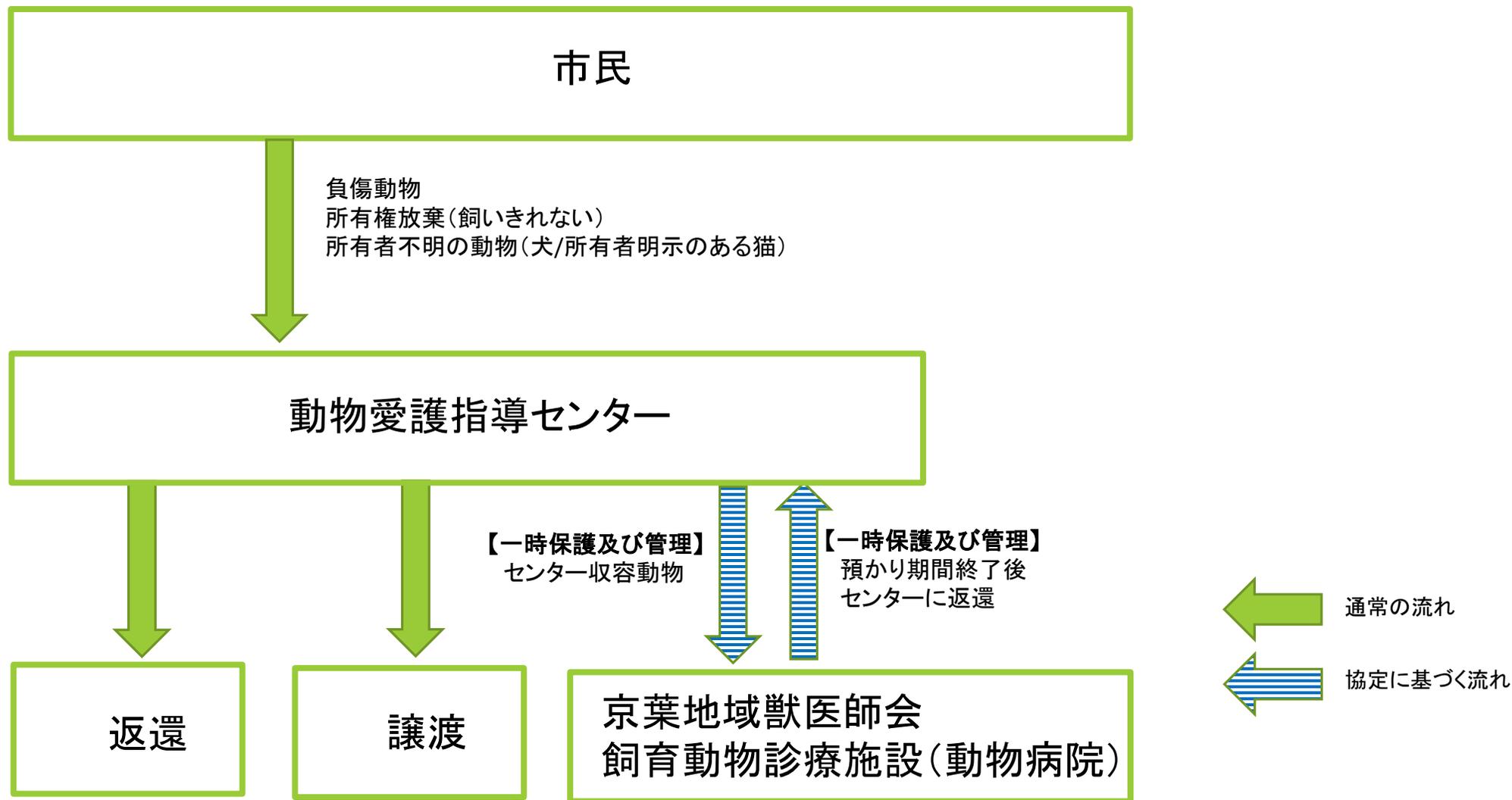
(6) 平常時及び災害発生時に行う業務フロー

平常時にのみ行う業務	平常時及び災害発生時に行う業務	災害発生時に発生する業務
<ul style="list-style-type: none"> ● 狂犬病予防集合注射の実施 ● 動物愛護普及イベント ● 犬、猫のしつけ方教室 ● 飼い主のいない猫の不妊手術事業 <p style="text-align: right;">③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 狂犬病予防法に基づく登録等の事務 ● 動物取扱業関係業務 ● 特定動物関係業務 	
<p style="text-align: right;">①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの受け入れ ● 野犬等の捕獲、抑留及び処分業務 ● 負傷動物の収容業務 ● 犬、猫の引取り業務 ● 犬、猫の逸走、保護情報の受付及び情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 動物救護本部等の設置 ● 放浪している所有者明示のある猫の収容
<p style="text-align: right;">②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 犬、猫の譲渡事業 ● こう傷事故に関する事務 ● 犬、猫に関する苦情処理業務 ● 動物の相談事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域譲渡 ● 避難所での相談業務 ● 巡回での相談業務 ● 飼い主への支援(物資提供等)

避難所開設時におけるペットの情報の流れ



災害発生時の動物収容の流れ



災害発生時の動物に関する相談業務のながれ

災害対策本部から情報共有、動物愛護指導センター職員が巡回もしくは、各避難所運営委員会、市民から相談



協定に基づき避難所巡回を依頼

京葉地域獣医師会



各会員獣医師



避難所巡回指導

※必要に応じ、千葉県動物救護本部に、動物愛護ボランティアの派遣を依頼する。

(7) 現状と課題

【現在対応できていること】

- ① 同行避難場所の確保
- ② 京葉地域獣医師会との協定（避難所巡回、センター収容動物の一時預かり）
- ③ 災害対策に関する啓発事業（リーフレットの作成、パネル展の開催等）

【今後の課題】

- ① 発災直後のセンター職員の人員不足
- ② センター職員の放浪動物の捕獲技術不足
- ③ センター以外の動物の保管場所の確保
- ④ ボランティアの受け入れ体制の整備
- ⑤ 動物用品の備蓄
- ⑥ 近隣自治体との連携体制
- ⑦ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり体制の整備
- ⑧ 災害対策に関するハンドブックの改正について